

令和7年度アレルギー疾患対策推進事業（案）
～災害時のアレルギー対応について～

1 事業の背景・必要性

地震等の災害が発生すると、市町村で避難所を設置するが、アレルギーを持つ方に対しては、喘息やアトピー性皮膚炎を悪化させないことや原因の食物を除去した対応食を提供する等の配慮が必要になる。しかし、市町村においてはアレルギーを持つ住民は、要配慮者であるが障害手帳の交付等の対象とはならないため、把握に苦慮する現状がある。このことから、市町村や保健福祉事務所の職員が災害時におけるアレルギー対応の必要性について理解するとともに、避難所で起こりうるアレルギー関連の課題の整理及び実際に災害が起きた場合のアレルギー対策を踏まえた具体的な行動を知るために研修を行う。

2 研修会について

(1) 保健福祉事務所職員の視点と役割を考える（5月ごろを予定）

対 象：各保健福祉事務所保健師・管理栄養士

目 的：梅雨入り前の時期に保健福祉事務所職員に対し、避難所運営の演習を行うことで、避難所運営の際に必要な視点について学ぶ。

内 容：避難所運営ゲームである HUG を活用し、具体的で実践的な避難所運営を疑似体験し、想定される状況や課題について対応できるようになることに加え、災害時のアレルギー対策として必要なことを説明することで、各保健福祉事務所が管轄市町村に対し避難所運営訓練を実施できるようになるための一助とする。

(2) 能登半島地震等の災害から学ぶアレルギー対策（7月ごろを予定）

対 象：市町村や各保健福祉事務所

目 的：国の指針や能登半島地震等の対応の実際から災害時におけるアレルギー対応の必要性について理解する。

内 容：①行政説明（講師：当課担当者）

（国の指針に基づく各市町村が災害時に求められている責務、県の事業、各市町村の災害時のアレルギー対策の現状等について説明する。）

②災害時のアレルギー疾患の対応について（講師：医師）

（医師の視点から災害に対して、平時から自治体が出来る備えについて説明する。また、災害時に避難所で必要な対応について、食物アレルギーやアトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患ごとに説明する。）

- ③災害時に向けて平時からできる対策について(講師:アレルギーを考える母の会)
(東日本大震災や能登半島地震の被災地で活動した経験から考える、災害時のアレルギー対応に関する課題や平時から行うことが望ましい対策について説明する。)
- ④まとめ(講師:当課担当者)
(研修後も本研修で学んだことを生かして、災害時におけるアレルギー対策の必要性を災害対策課等の関係課に周知してほしいことを説明する。)

(3) 平時から行う災害時のためのアレルギー対策(9月ごろを予定)

対 象:市町村

目 的:災害時のアレルギー疾患対策の課題を整理し、平時からどのような対策を行えばいいのかグループワークで検討する。

内 容:①災害時の体制整備に関する講義(講師:医師)

(市町村や保健福祉事務所の役割、発災からの時間経過とともにどんな問題が起きるのか等について説明する。)

②市町村報告(講師:市町村担当者)

(国が実施した、災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査でアレルギー対応食品を備蓄していると回答した9自治体(福島市、会津若松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、只見町、昭和村、川内村)の内の3自治体を選定し、災害時のアレルギー対策について事例報告を行う。)

③グループワーク(講師:医師)(ファシリテーター:栄養士、保健師)

ア 災害時と平時で何が違うのか

・現在、各自治体や各保健福祉事務所で災害時のアレルギー疾患対策としてどのようなことを行っているのか情報共有することに加え、災害時にどのような問題が生じるのか、避難所でアレルギーが悪くなる要因は何か、その悪化要因からどのような対策を講じるのがいいのか等について検討し、災害時のアレルギー対策として何が不足しているのか、課題を整理してもらおう。

イ 平時から備えられることは何か

・アで自治体や保健福祉事務所毎に災害時のアレルギー疾患対策の課題を整理していただき、それを踏まえた上で、平時からどのような対策を行えばいいのか検討してもらおう。

④まとめ(講師:当課担当者)

(研修後も本研修で学んだことを生かして、災害時におけるアレルギー対策の必要性を災害対策課等の関係課に周知してほしいことを説明する。)